



全ト協発第480号(適・輸)
平成27年1月8日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

公益社団法人全日本トラック協会
会長 星野 良



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について
並びに

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省自動車局安全政策課長、同貨物課長並びに同整備課長より通達がありましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、貴協会及び貴実施機関におかれましても、本趣旨をご理解いただくとともに、傘下会員への周知方等よろしくお願い申し上げます。

敬具

<通達の概要>

①「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

道路法第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正され、平成27年1月1日より、同封の別紙のとおり施行されます。

この改正に伴い、新設された条文(第5条の2)における文言「適切な指導及び監督」について、その内容が以下のとおり定義されました。

- ・事業者は、道路法第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行禁止を徹底すること。
- ・事業者は、道路法第47条の2第1項に規定する許可[※いわゆる特殊車両通行許可]の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反を防止すること。

②「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

上記①のとおり新設された条文(第5条の2)に違反した場合の行政処分の日車数が、初違反10日車、再違反20日車と決められ、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用されることとなりました。

◇本件問い合わせ先

(公社)全日本トラック協会

輸送事業部 tel 03-3354-1038

適正化事業部 tel 03-3354-1067

平成 26 年 12 月 1 日
自動車局安全政策課

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令について

貨物自動車運送事業による輸送の安全を確保するため、下記について「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正し、公布・施行しますので、お知らせします。

記

1. 背景

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）の成立により、改正された道路法において、道路の保全の観点から、限度超過車両を繰り返し通行させている者等に対する監督強化が図られたところ。

今般、貨物自動車運送事業の輸送の安全確保の観点から、限度超過車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

国土交通省では、平成 23 年 11 月より、「トラックにおける運行記録計の装着義務付け対象拡大のための検討会」において、運行記録計の装着義務付け対象の拡大等について、学識経験者や業界団体等の意見も踏まえながら検討を重ねてきたところ。

今般、現行、運行記録計の装着が義務付けられている車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のトラック等に加え、車両総重量 7 トン以上 8 トン未満又は最大積載量 4 トン以上 5 トン未満のトラックについても、死亡事故や重軽傷事故が多発していること、長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論が平成 26 年 3 月に得られたことから、貨物自動車運送事業輸送安全規則について所要の改正を行う。

2. 概要

(1) 道路法第四十七条の規定等に違反する行為の防止について

貨物自動車運送事業者等の遵守事項として、道路法第四十七条の規定等に違反する事業用自動車による運行の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならないこと等を新たに追加する。

(2) 運行記録計の装着義務付け対象の拡大について

一般貨物自動車運送事業者等の事業用自動車のうち、運行記録計による記録及び当該記録の保存を行うことを義務付ける対象を「車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車」から「車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車」に拡大する。

3. 今後のスケジュール

公 布： 平成26年12月1日

施 行： (1) 平成27年1月1日

(2) 平成27年4月1日（新車として購入し、平成27年4月1日以降に、新規登録を受ける車両に限る。）

平成29年4月1日（その他の車両）

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局安全政策課 黒崎、河野（（1）関係）

岩本、鯖戸（（2）関係）

電話 03-5253-8111（内線 41624） 03-5253-8566（直通） F A X 03-5253-1636

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新		旧	
	国自総第 510号		国自総第 510号
	国自貨第 118号		国自貨第 118号
	国自整第 211号		国自整第 211号
	平成15年 3月10日		平成15年 3月10日
一部改正	国自総第 330号	一部改正	国自総第 330号
	国自貨第 94号		国自貨第 94号
	国自整第 96号		国自整第 96号
	平成18年10月27日		平成18年10月27日
一部改正	国自総第 588号	一部改正	国自総第 588号
	国自貨第 165号		国自貨第 165号
	国自整第 180号		国自整第 180号
	平成19年 3月30日		平成19年 3月30日
一部改正	国自安第 55号	一部改正	国自安第 55号
	国自貨第 73号		国自貨第 73号
	国自整第 48号		国自整第 48号
	平成21年 9月28日		平成21年 9月28日
一部改正	国自安第 119号	一部改正	国自安第 119号
	国自貨第 116号		国自貨第 116号
	国自整第 93号		国自整第 93号
	平成21年11月20日		平成21年11月20日
一部改正	国自安第 9号	一部改正	国自安第 9号
	国自貨第 12号		国自貨第 12号
	国自整第 7号		国自整第 7号
	平成22年 4月28日		平成22年 4月28日
一部改正	国自安第 169号	一部改正	国自安第 169号
	国自貨第 140号		国自貨第 140号
	国自整第 144号		国自整第 144号
	平成23年 3月31日		平成23年 3月31日
一部改正	国自安第 77号	一部改正	国自安第 77号
	国自貨第 82号		国自貨第 82号
	国自整第 148号		国自整第 148号
	平成24年 4月16日		平成24年 4月16日
一部改正	国自安第 32号	一部改正	国自安第 32号
	国自貨第 11号		国自貨第 11号
	国自整第 35号		国自整第 35号

平成25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成26年 3月 4日
一部改正 国自安第 203号
国自貨第 61号
国自整第 291号
平成26年12月25日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

平成25年 5月 1日
一部改正 国自安第 210号
国自貨第 98号
国自整第 244号
平成25年12月16日
一部改正 国自安第 282号
国自貨第 132号
国自整第 349号
平成26年 3月 4日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
自動車局貨物課長
自動車局整備課長

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細部取扱について」（平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。）は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第5条（略）

第5条の2 通行の禁止又は制限等違反の防止

「適切な指導及び監督」とは、事業者が道路法（昭和27年法律第180号）第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行の禁止を徹底するとともに、同法第47条の2第1項に規定する許可の必要性、許可に付された条件及び制限について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行の禁止又は制限等違反の防止のために行う指導及び監督をいう。

第6条～第31条（略）

附 則（略）

附 則（平成26年12月2日付け国自安第203号、国自貨第61号、国自整第291号）

改正後の通達は、平成27年1月1日から施行する。

（別紙1）～（別添）（略）

記

第2条の2～第5条（略）

（新設）

第6条～第31条（略）

附 則（略）

（新設）

（別紙1）～（別添）（略）

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」新旧

新	旧
<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年3月28日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成26年3月4日 一部改正 <u>平成26年12月25日</u></p>	<p>国自安第 75号 国自貨第 79号 国自整第 69号 平成21年9月29日 一部改正 平成21年11月20日 一部改正 平成22年12月15日 一部改正 平成23年3月31日 一部改正 平成24年3月28日 一部改正 平成25年9月17日 一部改正 平成26年3月4日</p>
<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>） 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 各地方運輸局自動車技術安全部長 沖縄総合事務局運輸部長</p> <p>） 殿</p> <p>自動車交通局安全政策課長 自動車交通局貨物課長 自動車交通局技術安全部整備課長</p>
<p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p>	<p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p>

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

附 則（平成26年12月25日 国自安第204号、国自貨第62号、国自整第292号）

- 1 この通達は、平成27年1月1日から施行する。
- 2 この通達記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号。以下「局長通達」という。）に基づき、行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等を下記のとおり定めたので、今後、貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行う際は、本通達により適切に処理することとされたい。

なお、「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成16年6月30日付け国自総第122号、国自貨第31号、国自整第39号。以下「平成16年通達」という。）は、廃止する。

記

1 (1)～(3) (略)

2～10 (略)

附 則 (略)

(新設)

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
違反行為		基準日車等		備考	違反行為		基準日車等		備考
適用条項	事項	初違反	再違反		適用条項	事項	初違反	再違反	
法第17条第3項 安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車		法第17条第3項 新設	新設	新設	新設	